

条例改正に伴う新旧対照表 (別冊)

平成27年

奈良市議会3月定例会

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(教員である任期付職員の給与の特例)</p> <p>第8条 第2条各項の規定により任期を定めて採用された市費支弁の教員_____の給与(教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。以下この条において同じ。)については、この条例の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年12月奈良県条例第24号)により奈良県が給与を負担する教員の給与の例による。この場合において、幼稚園の教員の給与については小学校の教員の給与の例によるものとし、幼稚園の教員に対する義務教育等教員特別手当は市長が規則で定めるところにより支給し、特殊勤務手当は支給しない。</p>	<p>(教員である任期付職員の給与の特例)</p> <p>第8条 第2条各項の規定により任期を定めて採用された市費支弁の教員(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)の給与(教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。_____)については、この条例の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年12月奈良県条例第24号)により奈良県が給与を負担する教員の給与の例による。</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(教員の処遇等)</p> <p>第10条 一般の派遣職員のうち教員_____である者の処遇等については、奈良県が給与を負担する教員の例による。</p>	<p>(教員の処遇等)</p> <p>第10条 一般の派遣職員のうち教員_(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)_である者の処遇等については、奈良県が給与を負担する教員の例による。</p>

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(教員の処遇等)</p> <p>第21条 退職派遣者のうち教員_____であるものの処遇等については、第17条から第19条までの規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の例による。</p>	<p>(教員の処遇等)</p> <p>第21条 退職派遣者のうち教員(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)であるものの処遇等については、第17条から第19条までの規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の例による。</p>

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(教員の勤務時間等)</p> <p>第20条 市費支弁の教員_____の勤務時間、休日、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の勤務時間、休日、休暇等の例による。</p>	<p>(教員の勤務時間等)</p> <p>第20条 市費支弁の教員(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の勤務時間、休日、休暇等の例による。</p>

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(教員の育児休業等)</p> <p>第14条 市費支弁の教員_____の育児休業等については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の例による。</p>	<p>(教員の育児休業等)</p> <p>第14条 市費支弁の教員(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)の育児休業等については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の例による。</p>

奈良市職員互助会条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(会員)</p> <p>第2条 会員は、市に勤務する者（次に掲げる者を除く。）で、市から給与を受けるもの（以下「職員」という。）とする。</p> <p>(1) 常時勤務に服しない者</p> <p>(2) 臨時的に任用される者</p> <p>(3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項第2号の規定に基づく公立学校共済組合の組合員である教員</p>	<p>(会員)</p> <p>第2条 会員は、市に勤務する者（次に掲げる者を除く。）で、市から給与を受けるもの（以下「職員」という。）とする。</p> <p>(1) 常時勤務に服しない者</p> <p>(2) 臨時的に任用される者</p> <p>(3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項第2号の規定に基づく公立学校共済組合の組合員である教員<u>（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）</u></p>
2 略	2 略

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(教員の給与等)</p> <p>第39条 市費支弁の教員_____の給与(教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。以下この条において同じ。)については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の給与の例による。この場合において、幼稚園の教員の給与については小学校の教員の給与の例によるものとし、幼稚園の教員に対する義務教育等教員特別手当は奈良県が給与を負担する教員との権衡上必要と認められる範囲内において市長が規則で定めるところにより支給し、特殊勤務手当は支給しない。</p>	<p>(教員の給与等)</p> <p>第39条 市費支弁の教員(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)の給与(教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。_____)については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の給与の例による。</p>
<p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第40条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条から第42条までにおいて同じ。)には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給することができる。</p> <p>(1) 臨時職員 給料、時間外勤務手当及び通勤手当</p> <p>(2) 非常勤の職員 報酬_____及びその者の通勤に係る費用の弁償として通勤手当</p>	<p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第40条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条から第42条までにおいて同じ。)には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給することができる。</p> <p>(1) 臨時職員 給料、時間外勤務手当及び通勤手当</p> <p>(2) 非常勤の職員 報酬、割増報酬及びその者の通勤に係る費用の弁償として通勤手当</p>
<p>第42条 非常勤の職員の報酬の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、月額にあつては350,000円を、時間額にあつては1,600円をそれぞれ超えない範囲内において、非常勤の職員の職務等に応じて市長が定める。</p>	<p>第42条 非常勤の職員の報酬の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、月額にあつては350,000円を、時間額にあつては1,600円をそれぞれ超えない範囲内において、非常勤の職員の職務等に応じて市長が定める。</p>
<p>2 非常勤の職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては700円をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。</p>	<p>2 非常勤の職員が、あらかじめ割り振られた勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、当該勤務をしたときは、規則で定めるところにより割増報酬を支給する。</p>
<p>3 前2項に定めるもののほか、非常勤の職員の報酬_____及び通勤手当の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>3 非常勤の職員の通勤手当の額は、月額にあつては55,000円を、日額にあつては700円をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、非常勤の職員の報酬、割増報酬及び通勤手当の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。</p>

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(教員の退職手当の特例)</p> <p>第22条 職員のうち教員_____である者の退職手当については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の退職手当の支給の例により支給する。</p>	<p>(教員の退職手当の特例)</p> <p>第22条 職員のうち教員(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)である者の退職手当については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の退職手当の支給の例により支給する。</p>

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第2章 訪問介護</p>	<p>第2章 訪問介護</p>
<p>(訪問介護員等の員数)</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p>	<p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。） _____の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p>5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者</p>	<p>5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</p>
<p>5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者</p>	<p>6 指定訪問介護事業者が第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業</p>

現行	改正案
<p>___の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と<u>指定介護予防訪問介護の事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する</u>人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と<u>当該第1号訪問事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市の定める当該第1号訪問事業の</u>___人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第8条 略</p>
<p>2 指定訪問介護事業者が<u>指定介護予防訪問介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と<u>指定介護予防訪問介護の事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する</u>設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 指定訪問介護事業者が<u>第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と<u>当該第1号訪問事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市の定める当該第1号訪問事業の</u>設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第57号___）第14条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第57号。以下「<u>指定居宅介護支援等基準条例</u>」という。）第14条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第44条 略</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第44条 略</p>
<p>2 略</p> <p>3 基準該当訪問介護の事業と<u>基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第44条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）</u>の事業</p>	<p>2 略</p> <p>3 基準該当訪問介護の事業と<u>法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市が定めるもの</u></p>

現行	改正案
<p>_____とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>同項及び同条第2項に規定する</u> 人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p>	<p><u>に限る。)</u>とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市の定める当該第1号訪問事業の</u>人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p>
<p>第46条 略</p> <p>2 基準該当訪問介護の事業と<u>基準該当介護予防訪問介護の事業</u> _____とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定介護予防サービス等基準条例第46条第1項に規定する</u>設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>第46条 略</p> <p>2 基準該当訪問介護の事業と<u>第44条第3項に規定する第1号訪問事業</u>とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市の定める当該第1号訪問事業の</u> _____設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>第3章 訪問入浴介護</p>	<p>第3章 訪問入浴介護</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数)</p>
<p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者 (<u>指定介護予防サービス等基準条例第50条第1項に</u></p>	<p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者 (<u>奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例</u></p>
<p>_____規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第49条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第50条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p><u>(平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)</u>第50条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第49条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第50条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

現行	改正案
<p style="text-align: center;">第4章 訪問看護</p>	<p style="text-align: center;">第4章 訪問看護</p>
<p>第65条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復_____を旨とするものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（看護師等の員数）</p>	<p>第65条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復<u>及び生活機能の維持又は向上</u>を旨とするものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（看護師等の員数）</p>
<p>第66条 略</p>	<p>第66条 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と<u>指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定複合型サービスをいう。）</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第193条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第10項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と<u>指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第193条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 訪問リハビリテーション</p>	<p style="text-align: center;">第5章 訪問リハビリテーション</p>
<p style="text-align: center;">（基本方針）</p>	<p style="text-align: center;">（基本方針）</p>
<p>第81条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう_____、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。</p>	<p>第81条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を旨とし</u>、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第86条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(訪問リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第87条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第86条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p> <p>(訪問リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第87条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第142条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>第7章 通所介護</p>	<p>第7章 通所介護</p>
<p>第100条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能</p>	<p>第100条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能</p>

現行	改正案
<p>な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう_____、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数)</p>
<p>第101条 略</p>	<p>第101条 略</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が<u>指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）</u></p>	<p>(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が<u>法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者</u></p>
<p>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は<u>指定介護予防通所介護の利用者</u>。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p>	<p>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>当該第1号通所事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は<u>当該第1号通所事業の利用者</u>。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p>
<p>(4) 略</p>	<p>(4) 略</p>
<p>2～7 略</p>	<p>2～7 略</p>
<p>8 指定通所介護事業者が<u>指定介護予防通所介護事業者</u> _____の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>指定介護予防通所介護の事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に</p>	<p>8 指定通所介護事業者が<u>第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>当該第1号通所事業</u> _____とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に</p>

現行	改正案
<p>については、<u>指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項から第7項までに規定する</u>人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>については、市の定める当該第1号通所事業の_____人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>第103条 略 2・3 略</p>	<p>第103条 略 2・3 略</p>
<p>4 指定通所介護事業者が<u>指定介護予防通所介護事業者</u></p>	<p>4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p>
<p>_____の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>指定介護予防通所介護の事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定介護予防サービス等基準条例第101条第1項から第3項までに規定する</u>設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>_____に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>5 指定通所介護事業者が<u>第101条第1項第3号に規定する</u>第1号通所事業に係る<u>指定事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>当該第1号通所事業</u>_____とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市の定める</u>当該第1号通所事業の_____設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項までに規定する</u>基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第112条 略</p>	<p>第112条 略</p>
<p></p>	<p>(事故発生時の対応)</p>
<p></p>	<p>第112条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p></p>	<p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>
<p></p>	<p>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p></p>	<p>4 指定通所介護事業者は、第103条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要</p>

現行	改正案
<p>(記録の整備)</p> <p>第113条 略</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>次条において準用する第40条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第114条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第41条まで、第43条及び第57条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第108条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第116条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第120条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第113条 略</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第114条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第39条まで、第41条、第43条及び第57条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第108条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第116条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第120条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を</p>

現行	改正案
<p>(記録の整備)</p> <p>第131条 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項 _____に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第132条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで _____、第43条、第104条(第3項第2号を除く。)、第105条及び第109条から第112条 _____までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第109条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替える</p>	<p><u>利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)</u>には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第131条 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第112条の2第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第132条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第39条まで、第41条、第43条、第104条(第3項第2号を除く。)、第105条及び第109条から第112条の2までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第109条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第112条の2第4項中「第103条第4項」とあるのは「第120条第4項」と読み替えるものとする。</p>
<p>_____ものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第133条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護</p>	<p>_____ものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第133条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護</p>

現行	改正案
<p>を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第135条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第116条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 基準該当通所介護の事業と第1項第3号に規定する第1号通所事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第135条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 基準該当通所介護の事業と第133条第1項第3号に規定する第1号通所事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

現行	改正案
<p>(準用)</p> <p>第136条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、<u>第39条から第41条まで</u>、第43条、第57条、第100条及び第4節(第104条第1項及び第114条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第108条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第104条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第136条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、<u>第39条、第41条</u>、第43条、第57条、第100条及び第4節(第104条第1項及び第114条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第108条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第104条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第8章 通所リハビリテーション</p>	<p>第8章 通所リハビリテーション</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第137条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>_____</u>、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。 (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第137条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を</u>目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。 (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>
<p>第141条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第141条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切な</u></p>

現行	改正案
<p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第142条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p><u>サービスを提供する。</u></p> <p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第142条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第87条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>
<p>第9章 短期入所生活介護</p>	<p>第9章 短期入所生活介護</p>
<p>(定員の遵守)</p> <p>第166条 略</p> <p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第184条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第166条 略</p> <p>2 <u>利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第3条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</u></p> <p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第184条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業</p>

現行	改正案
<p>を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。） _____又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。 （準用） 第190条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第43条、第57条、第109条、第112条、第148条並びに第4節（第155条第1項及び第170条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第109条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第155条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第161条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と _____ _____読み替えるものとする。</p>	<p>を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、_____指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。 （準用） 第190条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第43条、第57条、第109条、第112条、第148条並びに第4節（第155条第1項及び第170条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第109条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第155条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第161条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第166条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。</p>
<p>第11章 特定施設入居者生活介護</p>	<p>第11章 特定施設入居者生活介護</p>
<p>第219条 略 2 略 3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第5節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</p>	<p>第219条 略 2 略</p>

現行	改正案
<p><u>の事業を行うこととする。</u> (従業者の員数)</p> <p>第220条 略</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第205条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第205条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員又は介護職員</p> <p>ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者___及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1以上並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～8 略</p> <p>(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)</p> <p>第225条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特</p> <p>定施設において指定特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うもの</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第220条 略</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第205条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第205条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員又は介護職員</p> <p>ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、<u>利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数</u> _____ _____ _____が3又はその端数を増すごとに1以上 _____ _____であること。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～8 略</p> <p>第225条 削除</p>

現行	改正案
<p>を除く。以下この条において同じ。)を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。</p>	
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第238条 略</p>	<p>第238条 略</p>
<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>(1)～(7) 略</p>	<p>(1)～(7) 略</p>
<p>(8) <u>施行規則第64条第3号に規定する書類</u></p>	
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第249条 略</p>	<p>第249条 略</p>
<p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>(1)～(9) 略</p>	<p>(1)～(9) 略</p>
<p>(10) <u>施行規則第64条第3号に規定する書類</u></p>	
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第250条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第43条、第56条、第57条、第112条、第167条、<u>第224条から第229条まで</u>、第232条、第233条及び第235条から第237条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項及び第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第56条中「訪</p>	<p>第250条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第43条、第56条、第57条、第112条、第167条、<u>第224条、第226条から第229条まで</u>、第232条、第233条及び第235条から第237条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項及び第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第56条中「訪</p>

現行	改正案
<p>問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第226条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第229条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第235条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>	<p>問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第226条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第229条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第235条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>
<p>第12章 福祉用具貸与 (適切な研修の機会の確保等</p>	<p>第12章 福祉用具貸与 (適切な研修の機会の確保等並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の</p>
<p>向上等) 第260条 略</p>	<p>向上等) 第260条 略 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>3 略</p>

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の
基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 <u>介護予防訪問介護</u></p> <p> 第1節 <u>基本方針（第5条）</u></p> <p> 第2節 <u>人員に関する基準（第6条・第7条）</u></p> <p> 第3節 <u>設備に関する基準（第8条）</u></p> <p> 第4節 <u>運営に関する基準（第9条—第40条）</u></p> <p> 第5節 <u>介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条—第43条）</u></p> <p> 第6節 <u>基準該当介護予防サービスに関する基準（第44条—第48条）</u></p> <p>第3章 介護予防訪問入浴介護</p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p> 第4節 <u>運営に関する基準（第53条—第58条）</u></p> <p> 第5節・第6節 略</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>介護予防通所介護</u></p> <p> 第1節 <u>基本方針（第98条）</u></p> <p> 第2節 <u>人員に関する基準（第99条・第100条）</u></p> <p> 第3節 <u>設備に関する基準（第101条）</u></p> <p> 第4節 <u>運営に関する基準（第102条—第109条）</u></p> <p> 第5節 <u>介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第110条—第113条）</u></p> <p> 第6節 <u>基準該当介護予防サービスに関する基準（第114条—第117条）</u></p> <p>第8章 介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 <u>削除</u></p> <p>第3章 介護予防訪問入浴介護</p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p> 第4節 <u>運営に関する基準（第52条の2—第58条）</u></p> <p> 第5節・第6節 略</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>削除</u></p> <p>第8章 介護予防通所リハビリテーション</p>

現行	改正案
<p>第1節～第3節 略 第4節 運営に関する基準（第121条—第125条） 第5節 略 第9章～第13章 略 附則</p>	<p>第1節～第3節 略 第4節 運営に関する基準（第120条の2—第125条） 第5節 略 第9章～第13章 略 附則</p>
<p>第2章 介護予防訪問介護</p>	<p>第2章 削除</p>
<p>第1節 基本方針</p>	
<p>第5条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>第5条から第48条まで 削除</p>
<p>第2節 人員に関する基準 （訪問介護員等の員数）</p>	
<p>第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p>	
<p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問</p>	

現行	改正案
<p>介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす</p>	

現行	改正案
<p><u>ことができる。</u> <u>(管理者)</u></p> <p>第7条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第8条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技</p>	

現行	改正案
<p>術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使</p>	

現行	改正案
<p>用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第10条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第11条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第12条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。</p>	

現行	改正案
<p><u>(要支援認定の申請に係る援助)</u></p> <p>第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p><u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p>第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第58号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p><u>(介護予防支援事業者等との連携)</u></p> <p>第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならな</p>	

現行	改正案
<p><u>い。</u> <u>(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)</u></p> <p>第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <p><u>(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)</u></p> <p>第17条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。</p> <p><u>(介護予防サービス計画等の変更の援助)</u></p> <p>第18条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p><u>(身分を証する書類の携行)</u></p> <p>第19条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p><u>(サービスの提供の記録)</u></p> <p>第20条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サー</p>	

現行	改正案
<p><u>ビス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</u> <u>(利用料等の受領)</u></p>	
<p>第21条 <u>指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p>	
<p>2 <u>指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>指定介護予防訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p>	
<p>4 <u>指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> <u>(保険給付の請求のための証明書の交付)</u></p>	
<p>第22条 <u>指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</u></p>	

現行	改正案
<p><u>(同居家族に対するサービス提供の禁止)</u></p> <p>第23条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。</p> <p><u>(利用者に関する市町村への通知)</u></p> <p>第24条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p><u>(緊急時等の対応)</u></p> <p>第25条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</u></p> <p>第26条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの節及び次節（前項及びこの項を除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。</p> <p>(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p>	

現行	改正案
<p>(3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。</p> <p>(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p> <p>（運営規程）</p>	
<p>第27条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) その他運営に関する重要事項</p> <p>（介護等の総合的な提供）</p>	
<p>第28条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>	
<p>第29条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介</p>	

現行	改正案
<p><u>護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、 <u>当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。</u></p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。 <u>(衛生管理等)</u></p> <p>第30条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 <u>(掲示)</u></p> <p>第31条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 <u>(秘密保持等)</u></p> <p>第32条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければ</p>	

現行	改正案
<p><u>ならない。</u> <u>(広告)</u> 第33条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。 <u>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)</u> 第34条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 <u>(苦情処理)</u> 第35条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、</p>	

現行	改正案
<p><u>国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p>	
<p>6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	
<p><u>(地域との連携)</u></p>	
<p>第36条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	
<p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	
<p><u>(事故発生時の対応)</u></p>	
<p>第37条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	
<p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	
<p><u>(会計の区分)</u></p>	
<p>第38条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	

現行	改正案
<p><u>(記録の整備)</u></p> <p>第39条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p><u>(1) 介護予防訪問介護計画</u></p> <p><u>(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>(3) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。</p> <p><u>(1) 介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費（法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費をいう。以下同じ。）の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定介護予防訪問介護を提供した日から5年間</u></p> <p><u>(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間</u></p> <p><u>(報告)</u></p> <p>第40条 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。</p> <p><u>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u> <u>(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)</u></p> <p>第41条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定</p>	

現行	改正案
<p><u>し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</u></p> <p><u>(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)</u></p> <p>第42条 <u>訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>(3) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p>	

現行	改正案
<p>(4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(6) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>(7) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(8) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p> <p>(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。</p>	

現行	改正案
<p>(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)</p> <p>第43条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第32条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。</p> <p>第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (訪問介護員等の員数)</p> <p>第44条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。</p> <p>2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。</p> <p>3 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第44条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する人員に関する</p>	

現行	改正案
<p><u>基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>(管理者)</u></p> <p>第45条 <u>基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>(設備及び備品等)</u></p> <p>第46条 <u>基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p>2 <u>基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第46条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>(同居家族に対するサービス提供の制限)</u></p> <p>第47条 <u>基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当該介護予防訪問介護の利用者が、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めるものに住所を有する場合</u></p> <p>(2) <u>当該介護予防訪問介護が、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援</u></p>	

現行	改正案
<p>の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合</p> <p>(3) 当該介護予防訪問介護が、第44条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合</p> <p>(4) 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合</p> <p>(5) 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合</p> <p>2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第42条第2号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第48条 第1節、第4節(第16条、第21条第1項、第23条、第28条並びに第35条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第26条第3項中「第6条第2項」とあるのは「第44条第2項」と読み替えるものとする。</p>	

現行	改正案
<p>第3章 介護予防訪問入浴介護</p>	<p>第3章 介護予防訪問入浴介護</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数)</p>
<p>第50条 略</p>	<p>第50条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（<u>指定居宅サービス等基準条例第50条第1項に</u></p>	<p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（<u>奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）</u></p>
<p><u>規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第49条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第50条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>	<p><u>第50条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第49条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第50条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p>
	<p>第52条の2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第56条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p>
	<p>2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、</u></p>

現行	改正案
	<p><u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者</u></p>

現行	改正案
	<p><u>が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p><u>(提供拒否の禁止)</u></p> <p>第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。</p> <p><u>(サービス提供困難時の対応)</u></p> <p>第52条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p><u>(受給資格等の確認)</u></p> <p>第52条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。</p>

現行	改正案
	<p><u>(要支援認定の申請に係る援助)</u></p> <p>第52条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、<u>要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p><u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p>第52条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、<u>利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第58号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>(介護予防支援事業者等との連携)</u></p> <p>第52条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、<u>介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、<u>利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医</u></p>

現行	改正案
	<p><u>療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)</u></p> <p>第52条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <p><u>(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)</u></p> <p>第52条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p><u>(介護予防サービス計画等の変更の援助)</u></p> <p>第52条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p><u>(身分を証する書類の携行)</u></p> <p>第52条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p><u>(サービスの提供の記録)</u></p> <p>第52条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、</p>

現行	改正案
<p>(利用料等の受領)</p> <p>第53条 略</p>	<p><u>当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</u></p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第53条 略</p> <p><u>(保険給付の請求のための証明書の交付)</u></p> <p>第53条の2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</u></p> <p><u>(利用者に関する市町村への通知)</u></p> <p>第53条の3 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</u></p>
<p>(運営規程)</p> <p>第56条 略</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第56条 略</p>

現行	改正案
	<p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第56条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第56条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p><u>(掲示)</u></p> <p>第56条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第56条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p><u>(秘密保持等)</u></p> <p>第56条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>

現行	改正案
	<p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告)</p> <p>第56条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>第56条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第56条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つ</p>

現行	改正案
	<p><u>て必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p><u>（地域との連携）</u></p> <p>第56条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p><u>（事故発生時の対応）</u></p> <p>第56条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(記録の整備)</p> <p>第57条 略</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) <u>次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(2) <u>次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>3 略</p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第58条 第9条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで及び第40条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。<u>この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第56条」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>3 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>(会計の区分)</u></p> <p>第56条の11 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</u></p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p>第57条 略</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) <u>第52条の13第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) <u>第53条の3</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) <u>第56条の8第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) <u>第56条の10第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 略</p> <p><u>(報告)</u></p> <p>第58条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第63条 基準該当介護予防訪問介護事業所 _____には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(準用)</p> <p>第64条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで及び第40条並びに第1節、第4節(第53条第1項及び第58条 _____を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第64条において準用する第56条」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護 _____について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第53条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護 _____」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と _____</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第63条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所 _____には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(準用)</p> <p>第64条 _____第1節、第4節(第52条の9、第53条第1項並びに第56条の8第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条 _____」とあるのは「第64条において準用する第56条」と、第52条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、 _____</p> <p>第53条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第53条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。</p>
<p>_____読み替えるものとする。</p>	<p>_____読み替えるものとする。</p>
<p>第4章 介護予防訪問看護</p>	<p>第4章 介護予防訪問看護</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第75条 略</p>	<p>第75条 略</p>
<p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護</p>	<p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護</p>

現行	改正案
<p>の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次条において準用する第20条第2項 _____に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条 _____に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第35条第2項 _____に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項 _____に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第76条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで、第40条及び第55条 _____の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等 _____」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項及び第31条中「第27条 _____」とあるのは「第74条」と、第14条中 _____「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と _____読み替えるものとする。</p>	<p>の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次条において準用する第52条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第53条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第56条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第56条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第76条 第52条の2、第52条の3、第52条の5から第52条の7まで、第52条の9から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の11まで及び第58条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」とあるのは「第74条」と、第52条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第56条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5章 介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p>第5章 介護予防訪問リハビリテーション</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 略</p>

現行	改正案
<p>(2) 次条において準用する第20条第2項 _____に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第24条 _____に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第35条第2項 _____に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項 _____に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(2) 次条において準用する第52条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第53条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第56条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第56条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>3 略 (準用)</p>	<p>3 略 (準用)</p>
<p>第86条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、 第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第55条 _____及び第70条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等 _____」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項及び第31条中「第27条 _____」とあるのは「第84条」と、第14条中 _____「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と _____</p>	<p>第86条 第52条の2から第52条の7まで、第52条の9から第52条の13まで、 第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の5まで、第56 条の7から第56条の11まで、第58条及び第70条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条 _____」とあるのは「第84条」と、第52条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第56条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替</p>
<p>_____読み替 えるものとする。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>	<p>_____読み替 えるものとする。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>
<p>第88条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第80条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第88条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第80条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は _____歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議 _____</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくは _____リハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介</p>

現行	改正案
<p>_____を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>	<p>介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第3条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第127条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>
<p>第6章 介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>第6章 介護予防居宅療養管理指導</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第94条 略</p>	<p>第94条 略</p>
<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防</p>	<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防</p>

現行	改正案
<p>居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項 _____に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第24条 _____に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第35条第2項 _____に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第37条第2項 _____に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第52条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第53条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第56条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第56条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>3 略 (準用)</p>	<p>3 略 (準用)</p>
<p>第95条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第55条 _____及び第70条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等 _____」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条 _____」とあるのは「第93条」と、第14条中 _____「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中 _____「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と _____</p>	<p>第95条 第52条の2から第52条の7まで、第52条の10、第52条の12、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の5まで、第56条の7から第56条の11まで、第58条及び第70条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」とあるのは「第93条」と、第52条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第52条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第56条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>
<p>_____読み替えるものとする。</p> <p>第7章 介護予防通所介護 第1節 基本方針</p>	<p>_____読み替えるものとする。</p> <p>第7章 削除</p>
<p>第98条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上 _____</p>	<p>第98条から第117条まで 削除</p>

現行	改正案
<p>の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。</p> <p><u>第2節 人員に関する基準</u> <u>(従業者の員数)</u></p> <p>第99条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>生活相談員</u> 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(2) <u>看護師又は准看護師</u>（以下この章において「看護職員」という。）指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(3) <u>介護職員</u> 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつて</p>	

現行	改正案
<p>は、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。) の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。) が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	

現行	改正案
<p>7 <u>第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p>	
<p>8 <u>指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第101条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> <u>(管理者)</u></p>	
<p>第100条 <u>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>	
<p><u>第3節 設備に関する基準</u></p>	
<p>第101条 <u>指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p>	
<p><u>(1) 食堂及び機能訓練室</u></p>	
<p><u>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p>	
<p><u>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</u></p>	

現行	改正案
<p>(2) <u>相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p>3 <u>第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準</u> <u>(利用料等の受領)</u></p> <p>第102条 <u>指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>(2) 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>(3) おむつ代</u></p>	

現行	改正案
<p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p> <p>4 <u>前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等基準第100条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> <u>(運営規程)</u></p> <p>第103条 <u>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定介護予防通所介護の利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(9) <u>非常災害対策</u></p> <p>(10) <u>その他運営に関する重要事項</u> <u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第104条 <u>指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護</u></p>	

現行	改正案
<p>を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	
<p>3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	
<p>4 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。 (定員の遵守)</p>	
<p>第105条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (非常災害対策)</p>	
<p>第106条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	
<p>2 指定介護予防通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等)</p>	
<p>第107条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。 (記録の整備)</p>	
<p>第108条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	
<p>2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護</p>	

現行	改正案
<p><u>の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>介護予防通所介護計画</u></p> <p>(2) <u>次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>3 <u>指定介護予防通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの</u> <u>指定介護予防通所介護を提供した日から5年間</u></p> <p>(2) <u>前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの</u> <u>その完結の日から2年間</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第109条 <u>第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで、第40条及び第55条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第103条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u> <u>(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)</u></p> <p>第110条 <u>指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつ</u></p>	

現行	改正案
<p><u>つ、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p><u>(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p>第111条 指定介護予防通所介護の方針は、第98条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。</p> <p>(3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>(4) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の</p>	

現行	改正案
<p><u>作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(5) <u>指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>(6) <u>指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>(7) <u>指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p>(8) <u>指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p>(9) <u>指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</u></p> <p>(10) <u>指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</u></p> <p>(11) <u>指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(12) <u>第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。</u></p>	

現行	改正案
<p><u>(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)</u></p> <p>第112条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p> <p><u>(安全管理体制等の確保)</u></p> <p>第113条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合</p>	

現行	改正案
<p>その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第114条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第133条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同</p>	

現行	改正案
<p>じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合について</p>	

現行	改正案
<p>は、<u>指定居宅サービス等基準条例第133条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>(管理者)</u></p> <p>第115条 <u>基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>(設備及び備品等)</u></p> <p>第116条 <u>基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所</u></p> <p>ア <u>食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p>イ <u>アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p><u>(2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p>3 <u>第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護</u></p>	

現行	改正案
<p><u>予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第135条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第117条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで、第40条及び第55条並びに第1節、第4節(第102条第1項及び第109条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第117条において準用する第103条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>改正案</p> <p>第8章 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p><u>(利用料等の受領)</u></p> <p>第120条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリ</p>
<p>第8章 介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>第8章 介護予防通所リハビリテーション</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p>

現行	改正案
	<p><u>テーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u> <u>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u> <u>(2) 食事の提供に要する費用</u> <u>(3) おむつ代</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p> <p>4 <u>前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第118条の2第4項に規定する別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p>

現行	改正案
<p>(運営規程) 第122条 略</p>	<p><u>(緊急時等の対応)</u> 第120条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程) 第122条 略 <u>(勤務体制の確保等)</u> 第122条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>(定員の遵守)</u> 第122条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

現行	改正案
<p>(記録の整備)</p> <p>第124条 略</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項 _____ に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第24条 _____ に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第35条第2項 _____ に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項 _____ に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第125条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第40条、第70条、第102条及び第104条から第106条まで _____ の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これら</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第122条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第124条 略</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第52条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第53条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第56条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第56条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第125条 第52条の2から第52条の7まで、第52条の9から第52条の11まで、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第56条の4、第56条の5、第56条の7から第56条の11まで、第58条及び第70条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これら</p>

現行	改正案
<p>の規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第122条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第104条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第127条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第118条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は 歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議 を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6)～(11) 略</p>	<p>の規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」とあるのは「第122条」と、第52条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と 読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第127条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第118条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第88条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(7)～(12) 略</p>

現行	改正案
<p>(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>	<p>(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>
<p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p>	<p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第135条 略</p>	<p>第135条 略</p>
<p>2 第9条第2項 から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p>2 第52条の2第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>
<p>(定員の遵守)</p>	<p>(定員の遵守)</p>
<p>第141条 略</p>	<p>第141条 略</p>
	<p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第3条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>
	<p>(衛生管理等)</p>
	<p>第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>
	<p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第144条 略</p>	<p>第144条 略</p>
<p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項 _____に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 次条において準用する第24条 _____に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第35条第2項 _____に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項 _____に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第52条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 次条において準用する第53条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第56条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第56条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>3 略 (準用)</p>	<p>3 略 (準用)</p>
<p>第145条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第55条、第104条及び第107条 _____の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条 _____」とあるのは「第140条」と、「訪問介護員等 _____」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第104条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者 _____」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第145条 第52条の3から第52条の7まで、第52条の9、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4から第56条の11まで、第58条及び第122条の2の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第56条の4中「第56条」とあるのは「第140条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第162条 第135条、第136条、第138条、第139条 _____、第142条から第145条（第104条 _____の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第135条第1項中「第140条」とあるのは「第159条」と、第144条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第162条において準用する次条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第162条 第135条、第136条、第138条、第139条、第141条の2、第142条から第145条（第122条の2の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第135条第1項中「第140条」とあるのは「第159条」と、第144条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第162条において準用する次条」と読み替えるものとする。</p>

現行	改正案
<p>(指定介護予防通所介護事業所等)との併設)</p> <p>第168条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、<u>指定介護予防通所介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第24号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)</u>第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)</p> <p>又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第169条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する<u>指定介護予防通所介護事業所等</u>として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第172条 略</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な</p>	<p>(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)</p> <p>第168条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、<u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第24号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)</u>第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)<u>若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)</u>又は社会福祉施設(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第169条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する<u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等</u>として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第172条 略</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な</p>

現行	改正案
<p>その他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、<u>指定介護予防通所介護事業所等</u>の設備を利用することにより、当該<u>指定介護予防通所介護事業所等</u>及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該<u>指定介護予防通所介護事業所等</u>の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(指定介護予防通所介護事業所等との連携)</p>	<p>その他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、<u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等</u>の設備を利用することにより、当該<u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等</u>及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該<u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等</u>の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)</p>
<p>第173条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に<u>指定介護予防通所介護事業所等</u>との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(準用)</p>	<p>第173条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に<u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等</u>との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(準用)</p>
<p>第174条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第40条、第55条、第104条、第107条、第130条並びに第4節（第137条第1項及び第145条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第20条第1項中</u>「内容、当該<u>指定介護予防訪問介護</u>について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、<u>第22条中</u>「法定代理受領サービスに該当しない<u>指定介護予防訪問介護</u>」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、<u>第31条中</u>「第27条」とあるのは「第174条において準用する第140条」と、「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」と、<u>第104条第3項及び第4項中</u>「<u>介護予防通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」と、<u>第137条第2項</u></p>	<p>第174条 第52条の3から第52条の7まで、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4から第56条の7まで、第56条の8（第5項及び第6項を除く。）、第56条の9から第56条の11まで、第58条、第122条の2、第130条並びに第4節（第137条第1項及び第145条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第52条の13第1項中</u>「内容、当該<u>指定介護予防訪問入浴介護</u>について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、<u>第53条の2中</u>「法定代理受領サービスに該当しない<u>指定介護予防訪問入浴介護</u>」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、<u>第56条の4中</u>「<u>第56条</u>」とあるのは「第174条において準用する第140条」と、「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」と、<u>第122条の2第3項及び第4項中</u>「<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」と、<u>第137条第2項</u></p>

現行	改正案
<p>中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と_____、第144条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第174条」と、第147条中「第130条」とあるのは「第174条において準用する第130条」と、「前条」とあるのは「第174条において準用する前条」と、第151条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。</p>	<p>中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、<u>第141条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と</u>、第144条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第174条」と、第147条中「第130条」とあるのは「第174条において準用する第130条」と、「前条」とあるのは「第174条において準用する前条」と、第151条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。</p>
<p>第10章 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>第10章 介護予防短期入所療養介護</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第183条 略</p>	<p>第183条 略</p>
<p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 次条において準用する<u>第20条第2項</u> _____に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(2) 次条において準用する<u>第52条の13第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>(4) 次条において準用する<u>第24条</u> _____に規定する市町村への通知に係る記録</p>	<p>(4) 次条において準用する<u>第53条の3</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p>
<p>(5) 次条において準用する<u>第35条第2項</u> _____に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>(5) 次条において準用する<u>第56条の8第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p>
<p>(6) 次条において準用する<u>第37条第2項</u> _____に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(6) 次条において準用する<u>第56条の10第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第184条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第40条、第55条、第104条</p>	<p>第184条 <u>第52条の3</u>から<u>第52条の7</u>まで、<u>第52条の9</u>、<u>第52条の10</u>、<u>第52条の13</u>、<u>第53条の2</u>、<u>第53条の3</u>、<u>第55条</u>、<u>第56条の4</u>、<u>第56条の5</u>、<u>第</u></p>

現行	改正案
<p>____、第123条、第135条、第136条第2項、第142条及び第143条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第31条中「第27条」</u>とあるのは「第181条」と、「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所療養介護従業者</u>」と、<u>第104条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所療養介護従業者</u>」と、第135条第1項中「<u>第140条</u>」とあるのは「第181条」と、「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所療養介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第199条 第178条、第180条、第183条及び第184条（<u>第104条</u>の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第183条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第199条において準用する次条</u>」と、第184条中「<u>第181条</u>」とあるのは「<u>第196条</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>56条の7から第56条の11まで</u>、<u>第58条</u>、<u>第122条の2</u>、第123条、第135条、第136条第2項、第142条及び第143条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第56条の4中「第56条」</u>とあるのは「第181条」と、「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所療養介護従業者</u>」と、<u>第122条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所療養介護従業者</u>」と、第135条第1項中「<u>第140条</u>」とあるのは「第181条」と、「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所療養介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第199条 第178条、第180条、第183条及び第184条（<u>第122条の2</u>の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第183条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第199条において準用する次条</u>」と、第184条中「<u>第181条</u>」とあるのは「<u>第196条</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>第11章 介護予防特定施設入居者生活介護</p>	<p>第11章 介護予防特定施設入居者生活介護</p>
<p>第205条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（<u>法第8条の2第11項</u>に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>第205条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、<u>介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第9項</u>に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 略</p> <p>3 <u>養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第6節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。</u> (従業者の員数)</p> <p>第206条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員</p> <p>ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、<u>利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第219条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第219条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護</p>	<p>2 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第206条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員</p> <p>ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者_____の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第219条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第219条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護</p>

現行	改正案
<p>予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員又は介護職員</p> <p>ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、<u>利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数</u> _____ <u>が3又はその端数を増すごとに1以上並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上</u>であること。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～8 略</p> <p>(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)</p> <p>第209条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第9条第2項</u> _____ から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)</p> <p>第211条 <u>老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村（法第41条第10項の規定により審査及び支払に</u></p>	<p>予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員又は介護職員</p> <p>ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、 _____ _____ <u>居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上</u> _____ _____ _____であること。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～8 略</p> <p>(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)</p> <p>第209条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第52条の2第2項</u>から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>第211条 削除</p>

現行	改正案
<p>関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に提出しなければならない。</p>	
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第219条 略</p>	<p>第219条 略</p>
<p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 第211条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類</p>	
<p>(3)～(5) 略</p>	<p>(2)～(4) 略</p>
<p>(6) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録</p>	<p>(5) 次条において準用する第53条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p>
<p>(7) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>(6) 次条において準用する第56条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>
<p>(8) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(7) 次条において準用する第56条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第220条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第54条、第55条、第107条及び第142条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第215条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第220条 第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の4から第56条の11まで、第58条、第141条の2及び第142条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第54条及び第56条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第56条の4中「第56条」とあるのは「第215条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第228条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当</p>	<p>第228条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当</p>

現行	改正案
<p>該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する<u>指定介護予防サービス事業者</u>（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（内容及び手続の説明並びに契約の締結等）</p>	<p>該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する<u>事業者</u>（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（内容及び手続の説明並びに契約の締結等）</p>
<p>第233条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第9条第2項</u> から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>（受託介護予防サービス事業者への委託）</p>	<p>第233条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第52条の2第2項</u> から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>（受託介護予防サービス事業者への委託）</p>
<p>第235条 略</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は_____、指定介護予防サービス事業者又は<u>指定地域密着型介護予防サービス事業者</u>（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。） _____ でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、<u>指定介護予防訪問介護</u> _____、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーショ</p>	<p>第235条 略</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、<u>指定居宅サービス事業者</u>（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は<u>法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者</u>（次項において「指定事業者」という。） でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、<u>指定訪問介護</u>（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、<u>指定通所介護</u>（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーショ</p>

現行	改正案
<p>ン、<u>指定介護予防通所介護</u>、<u>指定介護予防通所リハビリテーション</u>、第240条に規定する<u>指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護</u>_____とす</p>	<p>ン_____、<u>指定介護予防通所リハビリテーション</u>、第240条に規定する<u>指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業</u>（指定事業者により行われるものに限る。以下「<u>指定第1号訪問事業</u>」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する<u>第1号通所事業</u>（指定事業者により行われるものに限る。以下「<u>指定第1号通所事業</u>」という。）に係るサービスとする。</p>
<p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、<u>指定介護予防訪問介護</u>、<u>指定介護予防訪問看護</u>及び<u>指定介護予防通所介護</u>を提供する事業者と、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p>	<p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業_____を提供する事業者と、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) <u>指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス</u></p> <p>(2) <u>指定通所介護又は指定第1号通所事業</u>（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>(3) <u>指定介護予防訪問看護</u></p>
<p>5～8 略 （記録の整備）</p>	<p>5～8 略 （記録の整備）</p>
<p>第236条 略</p>	<p>第236条 略</p>
<p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第24条</u>_____に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第35条第2項</u>_____に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第37条第2項</u>_____に規定する事故の状況及び</p>	<p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第53条の3</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第56条の8第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第56条の10第2項</u>に規定する事故の状況及び</p>

現行	改正案
<p>事故に際して採った処置についての記録 <u>(7) 次条において準用する第211条第2項に規定する利用者の同意等に 係る書類</u> <u>(8)～(10) 略</u> 3 略 (準用) 第237条 <u>第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40</u> <u>条、第54条、第55条、第107条</u>、<u>第142条、第210条から第214</u> <u>条まで及び第216条から第218条までの規定は、外部サービス利用型指定介</u> <u>護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において</u> <u>_____、第31条中「第27条」</u>とあるのは「第234条」と、 <u>「訪問介護員等</u>」とあるのは「外部サービス利用型介護予 防特定施設従業者」と、<u>第33条中「指定介護予防訪問介護事業所</u>」 とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、 <u>第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定</u> <u>施設の従業者」と、第212条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介</u> <u>護を」とあるのは「基本サービスを」と、第216条第1項から第3項までの</u> <u>規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービ</u> <u>ス」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>事故に際して採った処置についての記録 <u>(7)～(9) 略</u> 3 略 (準用) 第237条 <u>第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の4</u> <u>から第56条の11まで、第58条、第141条の2、第142条、第210条から第214</u> <u>条まで及び第216条から第218条までの規定は、外部サービス利用型指定介</u> <u>護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、</u> <u>第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防</u> <u>特定施設の従業者」と、第56条の4中「第56条」とあるのは「第234条」と、</u> <u>「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予</u> <u>防特定施設従業者」と、第56条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所</u>」 とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と <u>_____、第212条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介</u> <u>護を」とあるのは「基本サービスを」と、第216条第1項から第3項までの</u> <u>規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービ</u> <u>ス」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第12章 介護予防福祉用具貸与 (適切な研修の機会の確保等 _____)</p>	<p>第12章 介護予防福祉用具貸与 (適切な研修の機会の確保等並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の 向上等)</p>
<p>第246条 略</p>	<p>第246条 略 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定介護予防福祉用具貸 与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努 めなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。 (記録の整備)</p>	<p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。 (記録の整備)</p>
<p>第250条 略</p>	<p>第250条 略</p>
<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項 〃に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第24条 〃に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第35条第2項 〃に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項 〃に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 略</p>	<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第52条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第53条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第56条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第56条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 略</p>
<p>3 略 (準用)</p>	<p>3 略 (準用)</p>
<p>第251条 第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第40条、第55条並びに第104条第1項及び第2項 〃の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条 〃」とあるのは「第245条」と、「訪問介護員等 〃」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中 〃「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中 〃「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中 〃「訪問介護員等 〃」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、</p>	<p>第251条 第52条の2から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の5から第56条の11まで、第58条並びに第122条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第52条の2第1項中「第56条」とあるのは「第245条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第52条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第52条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第52条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、</p>

現行	改正案
<p>第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第104条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</p> <p>(介護予防福祉用具計画の作成)</p>	<p>第52条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第53条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第122条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</p> <p>(介護予防福祉用具貸与計画の作成)</p>
<p>第254条 略 2～8 略 (準用)</p>	<p>第254条 略 2～8 略 (準用)</p>
<p>第256条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第40条、第55条並びに第104条第1項及び第2項並びに第1節、第2節（第241条を除く。）、第3節、第4節（第244条第1項及び第251条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第256条において準用する第245条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第104条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第244条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるも</p>	<p>第256条 第52条の2から第52条の8まで、第52条の10から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の5から第56条の7まで、第56条の8（第5項及び第6項を除く。）、第56条の9から第56条の11まで、第58条並びに第122条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節（第241条を除く。）、第3節、第4節（第244条第1項及び第251条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第52条の2第1項中「第56条」とあるのは「第256条において準用する第245条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第52条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第52条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第52条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第52条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第53条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第122条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第244条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるも</p>

現行	改正案
<p>のとする。</p>	<p>のとする。</p>
<p>第13章 特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>第13章 特定介護予防福祉用具販売</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第264条 略</p>	<p>第264条 略</p>
<p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録</p>	<p>(2) 次条において準用する第53条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p>
<p>(3) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>(3) 次条において準用する第56条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>
<p>(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(4) 次条において準用する第56条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第40条、第55条、第104条第1項及び第2項</p>	<p>第265条 第52条の2から第52条の8まで、第52条の10から第52条の12まで、第53条の3、第55条、第56条の3、第56条の5から第56条の11まで、第58</p>
<p>、第245条から第247条まで並びに第249</p>	<p>条、第122条の2第1項及び第2項、第245条から第247条まで並びに第249</p>
<p>条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第265条において準用する第245条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第104条第2項中「処遇」とあるの</p>	<p>条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第52条の2第1項中「第56条」とあるのは「第265条において準用する第245条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第52条の4中「(以下同じ。）」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第52条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第52条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第122条の2第2項中「処遇」とあるの</p>

現行	改正案
は「サービス利用」と、第245条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第246条第1項及び第247条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第249条中「第245条」とあるのは「第265条において準用する第245条」と読み替えるものとする。	は「サービス利用」と、第245条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第246条第1項及び第247条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第249条中「第245条」とあるのは「第265条において準用する第245条」と読み替えるものとする。

奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
目次	目次
第9章 <u>複合型サービス</u>	第9章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
第1節 基本方針（第192条）	第1節 基本方針（第192条）
第2節 人員に関する基準（第193条—第195条）	第2節 人員に関する基準（第193条—第195条）
第3節 設備に関する基準（第196条・第197条）	第3節 設備に関する基準（第196条・第197条）
第4節 運営に関する基準（第198条—第204条）	第4節 運営に関する基準（第198条—第204条）
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）
第6条 略	第6条 略
<p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者又は奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>	<p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者_____をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>
3・4 略	3・4 略
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所_____に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある_____場合において、当該施設等の

現行	改正案
<p>入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第1項、第66条、<u>第83条第6項第1号</u>、第84条第3項及び第85条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設(第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び<u>第83条第6項第2号</u>において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び<u>第83条第6項第3号</u>において同じ。)</p> <p>(8) <u>指定複合型サービス事業所</u> (第193条第1項に規定する<u>指定複合型サービス事業所</u> をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>6～12 略 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介</p>	<p>入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第1項、第66条、<u>第83条第6項</u>、第84条第3項及び第85条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設(第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び<u>第83条第6項</u>において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び<u>第83条第6項</u>において同じ。)</p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>(第193条第1項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>6～12 略 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を<u>行い</u> <u>_____</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介</p>

現行	改正案
<p>護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所</p> <p>(以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部</u>を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3～5 略</p>	<p>護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所</u></p> <p>(以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3～5 略</p>
<p>第4章 認知症対応型通所介護</p>	<p>第4章 認知症対応型通所介護</p>
<p>第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう_____、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(設備及び備品等)</p>	<p>第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上</u>を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(設備及び備品等)</p>
<p>第64条 略</p>	<p>第64条 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
	<p>4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知</p>

現行	改正案
<p>4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設<u>ごとに</u>1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう<u>。</u>）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう<u>。</u>）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう<u>。</u>）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設<u>。</u></p>	<p><u>症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p>5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>(利用定員等)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設<u>においては施設ごとに</u>1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設<u>（法第8条第24項</u></p>

現行	改正案
<p>若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
	<p>（事故発生時の対応）</p>
	<p>第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>（記録の整備）</p>	<p>（記録の整備）</p>
<p>第80条 略</p>	<p>第80条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（1）～（4） 略</p>	<p>（1）～（4） 略</p>
<p>（5） 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>（5） 前条第2項 _____ に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第81条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第74条</p>	<p>第81条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで _____、第41条、第43条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第74条</p>

現行	改正案	
<p>に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p>	<p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p>	
<p>(従業者の員数等)</p>	<p>(従業者の員数等)</p>	
<p>第83条 略</p>	<p>第83条 略</p>	
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>	
<p>6 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号</u>に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、<u>当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号</u>に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>6 <u>次の表の左欄に掲げる</u> <u>_____</u>場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、<u>同表の中欄</u>に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、<u>同表の右欄</u>に掲げる<u>当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄</u>に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	
<p>(1) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> (2) <u>指定地域密着型特定施設</u> (3) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> (4) <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p>	<p><u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</u></p>	<p><u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> <u>介護職員</u></p>

現行	改正案		
	<p><u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合</u></p>	<p><u>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u></p>	<p><u>看護師又は准看護師</u></p>
<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定複合型サービス事業者</u>により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>）であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>	<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>）であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>		
<p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>複合型サービス従業者</u>（第193条第1項に規定する<u>複合型サービス従業者</u>をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の</p>	<p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>（第193条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の</p>		

現行	改正案
<p>登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>	<p>登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>
<p>9 略</p>	<p>9 略</p>
<p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号</p>	<p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれ</p>
<p>_____に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>_____れかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>11～13 略 (管理者)</p>	<p>11～13 略 (管理者)</p>
<p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号</p>	<p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該</p>
<p>_____に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）_____</p>	<p>_____れぞれが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内_____の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）_____</p>
<p>_____に従事することができるものとする。</p>	<p>_____に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）_____に従事することができるものとする。</p>

現行	改正案
<p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所_____等</p> <p>の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第2項、第113条、第194条第2項及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（登録定員及び利用定員）</p> <p>第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を<u>25人</u>（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>（1）通いサービス 登録定員の2分の1から15人（_____サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで</p>	<p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等</p> <p>の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第2項、第113条、第194条第2項及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（登録定員及び利用定員）</p> <p>第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を<u>29人</u>（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>（1）通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで</p>

現行	改正案									
<p>(2) 略 (指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第92条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第83条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1196 199 1675 240">登録定員</td> <td data-bbox="1684 199 2098 240">利用定員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 247 1675 288">26人又は27人</td> <td data-bbox="1684 247 2098 288">16人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 295 1675 336">28人</td> <td data-bbox="1684 295 2098 336">17人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 343 1675 384">29人</td> <td data-bbox="1684 343 2098 384">18人</td> </tr> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>(2) 略 (指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第92条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い _____、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第83条第6項 _____ に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
<p>第6章 認知症対応型共同生活介護 (従業者の員数)</p>	<p>第6章 認知症対応型共同生活介護 (従業者の員数)</p>									
<p>第111条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所 _____ が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第193条に定める指定複合型サービス事業所 _____ の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者 _____ を置いているときは、当該介護従業者は、当該</p>	<p>第111条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第193条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該</p>									

現行	改正案
<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の職務に従事することができる。</p>	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。</p>
<p>5・6 略</p>	<p>5・6 略</p>
<p>7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。</p>	<p>7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。</p>
<p>8～10 略 (管理者)</p>	<p>8～10 略 (管理者)</p>
<p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定複合型サービス事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第114条 略</p>	<p>第114条 略</p>
<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。</p>	<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p>
<p>3～8 略 (管理者による管理)</p>	<p>3～8 略 (管理者による管理)</p>
<p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>地域密着型介護</u></p>	<p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>指定地域密着型</u></p>

現行	改正案
<p>型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>第136条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地</p>	<p>第136条 削除</p>
<p>域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。</p>	
<p>（記録の整備）</p>	<p>（記録の整備）</p>
<p>第150条 略</p>	<p>第150条 略</p>
<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>（1）～（8） 略</p>	<p>（1）～（8） 略</p>
<p>（9） 施行規則第65条の4第4号に規定する書類</p>	
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 （従業者の員数）</p>	<p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 （従業者の員数）</p>
<p>第153条 略</p>	<p>第153条 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設</p>	<p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第2</p>
<p>_____、介護老人保健施設</p>	<p>項第6号並びに第182条第2項第3号において同じ。）、介護老人保健施設</p>
<p>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつ</p>	<p>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつ</p>

現行	改正案
<p>つ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>つ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>5～7 略</p>	<p>5～7 略</p>
<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>(1) 指定介護老人福祉施設 _____ 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>9～11 略</p>	<p>9～11 略</p>
<p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準条例</p>	<p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）</p>
<p>_____第131条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>_____第131条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設</p>	<p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。） _____、指定短期入所生活介護事業所等又は併設</p>

現行	改正案
<p>型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>14 略</p>	<p>14 略</p>
<p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所_____が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所_____の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所_____又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>
	<p>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつ</p>

現行	改正案
<p>(設備)</p> <p>第154条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、<u>本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設</u>については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p><u>て、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。</u></p> <p>(設備)</p> <p>第154条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、<u>本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設</u>については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>3 略</p>

現行	改正案
<p>(設備) 第182条 略</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、<u>本体施設が指定介護老人福祉施設</u>であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(設備) 第182条 略</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・2 略</p> <p>(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、<u>本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u>であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>
<p>第9章 複合型サービス</p>	<p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「<u>指定複合型サービス</u>」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第65条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p>	<p>第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第65条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p>
<p>第193条 <u>指定複合型サービスの</u>事業を行う者(以下「<u>指定複合型サービス事業者</u>」という。)が当該事業を行う事業所(以下「<u>指定複合型サービス事業所</u>」という。)ごとに置くべき<u>指定複合型サービスの</u>提供に当たる従業者(以下「<u>複合型サ</u></p>	<p>第193条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護の</u>事業を行う者(以下「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>」という。)が当該事業を行う事業所(以下「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>」という。)ごとに置くべき<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の</u>提供に当たる従業者(以下「<u>看護小規</u></p>

現行	改正案
<p>サービス従業者」 という。) の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定複合型サービスを 利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービスを いう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所）にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを 含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p>	<p>模多機能型居宅介護従業者」 という。) の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第1項の複合型サービス従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p>	<p>3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p>
<p>4 第1項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。</p>	<p>4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 宿泊サービス（登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス（本体事業所である指定複合</p>	<p>6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護</p>

現行	改正案
<p><u>型サービス事業所</u> _____ には、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて<u>行う指定複合型サービス</u> _____ を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる<u>複合型サービス従業者</u> _____ を置かないことができる。</p>	<p><u>小規模多機能型居宅介護事業所</u> _____ には、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて<u>行う指定看護小規模多機能型居宅介護</u> _____ を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> _____ を置かないことができる。</p>
<p>7 <u>指定複合型サービス事業所</u> _____ に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u> _____ を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該<u>複合型サービス従業者</u> _____ は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>7 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> _____ に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> _____ を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> _____ は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>8 <u>指定複合型サービス事業者</u> _____ は、登録者に係る居宅サービス計画及び<u>複合型サービス計画</u> _____ の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定複合型サービス事業所</u> _____ の他の職務に従事し、又は当該<u>指定複合型サービス事業所</u> _____ に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>8 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u> _____ は、登録者に係る居宅サービス計画及び<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> _____ の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> _____ の他の職務に従事し、又は当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> _____ に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>9 略</p>	<p>9 略</p>
<p>10 <u>指定複合型サービス事業者</u> _____ が _____ <u>指定訪問看護事業者</u> _____ の指定を併せて受け、かつ、<u>指定複合型サービスの</u> _____ 事業と<u>指定訪問看護</u> _____ の事業とが同一の事業所に</p>	<p>10 <u>指定複合型サービス事業者</u> _____ (指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「<u>指定複合型サービス</u>」という。))の事業を行う者をいう。以下同じ。)が<u>指定訪問看護事業者</u> _____ の指定を併せて受け、かつ、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u> _____ の事業と<u>指定訪問看護</u> _____ の事業とが同一の事業所に</p>

現行	改正案
<p>において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第66条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第66条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>（管理者） 第194条 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、<u>指定複合型サービス事業所</u>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所</u>の管理上支障がない場合は、当該<u>指定複合型サービス事業所</u>の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該<u>指定複合型サービス事業所</u>に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>（管理者） 第194条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の管理上支障がない場合は、当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2 略 （<u>指定複合型サービス事業者</u>の代表者） 第195条 <u>指定複合型サービス事業者</u>の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等<u>の</u>従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>	<p>2 略 （<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>の代表者） 第195条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。</u>）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>
<p>（登録定員及び利用定員） 第196条 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を<u>25人</u>以下とする。</p>	<p>（登録定員及び利用定員） 第196条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を<u>29人</u>以下とする。</p>

現行	改正案								
<p>2 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、次に掲げる範囲内において、<u>通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定複合型サービス事業所</u> <u>におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限を</u> <u>いう。以下この章において同じ。）</u>を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>通いサービス 登録定員の2分の1から15人</u> <u>まで</u></p> <p>(2) 略 (設備及び備品等)</p> <p>第197条 <u>指定複合型サービス事業所</u>の構造設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生、防災その他の利用者の安全等について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他<u>指定複合型サービスの</u> <u>提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない</u>。</p> <p>3 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿泊室 ア 略 イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、</p>	<p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、次に掲げる範囲内において、<u>通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限を</u> <u>いう。以下この章において同じ。）</u>を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）</u>まで</p> <table border="1" data-bbox="1193 507 2107 699"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略 (設備及び備品等)</p> <p>第197条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の構造設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生、防災その他の利用者の安全等について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の</u> <u>提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない</u>。</p> <p>3 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿泊室 ア 略 イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

現行	改正案
<p>6.4平方メートル以上とすることができる。 ウ・エ 略</p> <p>4 第2項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サービスの_____事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定複合型サービスの_____提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 指定複合型サービス事業所_____は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 (指定複合型サービス_____の基本取扱方針)</p> <p>第198条 指定複合型サービス_____は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定複合型サービス事業者_____は、自らその提供する指定複合型サービスの_____質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (指定複合型サービス_____の具体的取扱方針)</p> <p>第199条 指定複合型サービスの_____方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定複合型サービスは_____、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定複合型サービスは_____、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p>	<p>6.4平方メートル以上とすることができる。 ウ・エ 略</p> <p>4 第2項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 (指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い_____、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p>

現行	改正案
<p>(3) <u>指定複合型サービスの</u> 提供に当たっては、<u>複合型サービス計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) <u>複合型サービス従業者</u> は、<u>指定複合型サービスの</u> 提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。</p> <p>(5) <u>指定複合型サービス事業者</u> は、<u>指定複合型サービスの</u> 提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定複合型サービス事業者</u> は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための身体拘束廃止委員会を設置しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定複合型サービス事業者</u> は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組を記録しなければならない。</p> <p>(8) <u>指定複合型サービス事業者</u> は、<u>複合型サービス従業者</u> に対し、身体的拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。</p> <p>(9) <u>指定複合型サービス</u>は、<u>通いサービス</u>の利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(10) <u>指定複合型サービス事業者</u> は、登録者が<u>通いサービス</u>を利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p>	<p>(3) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。</p> <p>(5) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための身体拘束廃止委員会を設置しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組を記録しなければならない。</p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>に対し、身体的拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。</p> <p>(9) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、<u>通いサービス</u>の利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(10) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者が<u>通いサービス</u>を利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(11) 看護サービス（指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第201条第1項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(主治の医師との関係)</p>	<p>(11) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第201条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(主治の医師との関係)</p>
<p>第200条 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p>	<p>第200条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p>
<p>2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p>	<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p>
<p>3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p>	<p>3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p>
<p>4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成)</p>	<p>4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p>
<p>第201条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>

現行	改正案
2 介護支援専門員は、 <u>複合型サービス計画</u> の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。	2 介護支援専門員は、 <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。
3 介護支援専門員は、 <u>複合型サービス計画</u> の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。	3 介護支援専門員は、 <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。
4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の <u>複合型サービス従業者</u> と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した <u>複合型サービス計画</u> を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。	4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。
5 介護支援専門員は、 <u>複合型サービス計画</u> の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	5 介護支援専門員は、 <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
6 介護支援専門員は、 <u>複合型サービス計画</u> を作成した際には、当該 <u>複合型サービス計画</u> を利用者に交付しなければならない。	6 介護支援専門員は、 <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> を作成した際には、当該 <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> を利用者に交付しなければならない。
7 介護支援専門員は、 <u>複合型サービス計画</u> の作成後においても、常に <u>複合型サービス計画</u> の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて <u>複合型サービス計画</u> の変更を行う。	7 介護支援専門員は、 <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> の作成後においても、常に <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> の変更を行う。
8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する <u>複合型サービス計画</u> の変更について準用する。	8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> の変更について準用する。
9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した <u>複合型サービス報告書</u> を作成しなければならない。	9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した <u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u> を作成しなければならない。
10 前条第4項の規定は、 <u>複合型サービス報告書</u> の作成について準用する。	10 前条第4項の規定は、 <u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u> の作成について準用する。

現行	改正案
<p>条の規定は、<u>指定複合型サービスの</u>事業について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項及び第4項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第107条中「<u>第83条第6項各号</u>」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>条の規定は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項及び第4項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第107条中「<u>第83条第6項</u>」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p>	<p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p>
<p>(2)～(6) 略</p>	<p>(2)～(6) 略</p>
<p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p>
<p>(設備及び備品等)</p>	<p>(設備及び備品等)</p>
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u></p>	<p>4 <u>前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p>
<p>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>

現行	改正案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第6項第3号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第111条、第131条若しくは第153条の規定を満たすために必要な数以上とす</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第6項 _____ において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第6項 _____ において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第111条、第131条若しくは第153条の規定を満たすために必要な数以上とす</p>

現行	改正案
<p>る。</p> <p>2 略 (利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u></p> <hr/> <p>_____、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。<u>第45条第6項第4号</u>において同じ。）の運営（第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第37条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>る。</p> <p>2 略 (利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>においては<u>共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）</u>ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設<u>においては施設</u>ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。<u>第45条第6項</u>において同じ。）の運営（第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第37条 略</p> <p>2・3 略</p>

現行	改正案		
<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定複合型サービス事業者</u>（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する<u>指定複合型サービス事業者</u>をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>（同項に規定する<u>指定複合型サービス事業所</u>をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>複合型サービス従業者</u>（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する<u>複合型サービス従業者</u>をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことがで</p>	<p><u>施設等のいずれかがある場合</u></p>	<p><u>型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u></p>	
<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>（同項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことがで</p>			

現行	改正案
<p>きる。</p> <p>9 略</p> <p>10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号</p>	<p>きる。</p> <p>9 略</p> <p>10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが</p>
<p>_____に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>きる。</p> <p>11～13 略 (管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号</p>	<p>11～13 略 (管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の</p>
<p>_____に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型</p>	<p>項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内 _____の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型</p>

現行	改正案
<p>サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。) 、指定訪問介護事業者(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第66条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。) _____</p>	<p>サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。) 、指定訪問介護事業者(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第66条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。) <u>若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)</u>に従事することができるものとする。</p>
<p>_____に従事することができるものとする。</p>	<p>_____に従事することができるものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。) 、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所 _____</p>	<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。) 、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<u>指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)</u>、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>_____、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>_____、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(登録定員及び利用定員)</p>	<p>(登録定員及び利用定員)</p>
<p>第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者の数の合</p>	<p>第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者の数の合</p>

現行	改正案								
<p>計数) の上限をいう。以下この章において同じ。) を<u>25人</u> (サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人) 以下とする。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 (当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。) を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人 (_____ サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人) まで</p> <p>(2) 略 (居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第45条第6項各号</u>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第66条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第31条から第38条まで</u> 及び第41条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とある</p>	<p>計数) の上限をいう。以下この章において同じ。) を<u>29人</u> (サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人) 以下とする。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 (当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。) を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人 (登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人) まで</p> <table border="1" data-bbox="1176 687 2101 879"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略 (居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第45条第6項</u> に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第66条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第31条から第36条まで、第37条 (第4項を除く。)</u>、第38条及び第41条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とある</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

現行	改正案
<p>のは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第4項並びに第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第67条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>第71条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第75条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。</p>	<p>のは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第4項並びに第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第67条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い_____、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>第71条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第75条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p>

現行	改正案
<p>3～8 略 (準用)</p> <p>第87条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、<u>第36条から第38条まで</u>、第41条、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>	<p>3～8 略 (準用)</p> <p>第87条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、<u>第36条、第37条(第4項を除く。)</u>、第38条、第41条、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(身分を証する書類の携行)</p>	<p>(身分を証する書類の携行)</p>
<p>第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>
<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p>
<p>第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)～(11) 略</p>	<p>(1)～(11) 略</p>
<p>(12)～(14) 略</p> <p>(15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(16)～(18) 略</p> <p>(19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の 医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。</p>	<p>(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</p> <p>(13)～(15) 略</p>
<p>(15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>(16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p>
<p>(16)～(18) 略</p>	<p>(17)～(19) 略</p>
<p>(19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の 医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。</p>	<p>(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の 医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。</p>

現行	改正案
<p>(20)～(25) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) <u>第14条第12号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア～ウ 略 エ <u>第14条第13号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(21)～(26) 略</p> <p>(27) <u>指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) <u>第14条第13号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア～ウ 略 エ <u>第14条第14号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p>

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
新旧対照表

現行	改正案
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（<u>法第8条の2第18項</u>に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第10条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) <u>第32条第13号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（<u>法第8条の2第16項</u>に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第10条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は<u> </u>その家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) <u>第32条第14号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～ウ 略</p>

現行	改正案
<p>エ <u>第32条第14号</u>に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第32条第15号</u>に規定するモニタリングの結果の記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 略</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問介護計画（奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）</u>等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(15) 担当職員は、<u>第13号</u>に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 略</p>	<p>エ <u>第32条第15号</u>に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第32条第16号</u>に規定するモニタリングの結果の記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 略</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第78条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問看護計画書</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>(16) 担当職員は、<u>第14号</u>に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 略</p>

現行	改正案
<p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、<u>指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）</u>又は<u>指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）</u>を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 第3号から第12号までの規定は、<u>第13号</u>に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(18)～(26) 略</p>	<p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、<u>指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）</u>を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 第3号から第13号までの規定は、<u>第14号</u>に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(19)～(27) 略</p> <p>(28) <u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u></p>

奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第4条 略 2～4 略</p>	<p>第4条 略 2～4 略</p>
<p>5 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士 _____、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士 _____、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>5 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士 _____、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理学療法士若しくは作業療法士 _____又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士 _____又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p>	<p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p>

現行	改正案
<p>(2) 略</p> <p>第46条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 ユニット型介護老人保健施設の建物等の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。<u>ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>6 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>第46条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 ユニット型介護老人保健施設の建物等の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>6 略</p>

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第7条 略 2 指定介護療養型医療施設は、 <u>生活機能訓練室</u> 、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。 3・4 略	第7条 略 2 指定介護療養型医療施設は、 <u>生活機能回復訓練室</u> 、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。 3・4 略

奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員の配置の基準)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p>
<p>第46条 略 2～11 略</p>	<p>第46条 略 2～11 略</p>
<p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第24号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所_____、指定短期入所生活介護事業所等又は奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第24号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>13 略</p>	<p>13 略</p>
<p>14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する<u>指定複合型サービス事業所</u>_____又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に</p>	<p>14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に</p>

現行	改正案
<p>規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> <p>15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、<u>サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</u></p>

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の
基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 略</p> <p>第101条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p><u>5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</u></p> <p>6 略</p> <p>第101条 略</p> <p>2・3 略</p>

現行	改正案
<p>4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第107条 略</p>	<p>4 <u>前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第107条 略</p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p>第107条の2 <u>指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防通所介護事業者は、第101条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p>
<p>第109条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、<u>第31条から第38条まで</u>、第40条及び第55条の規定は、指定介護予防通</p>	<p>第109条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、<u>第31条から第36条まで、第38条、第40条及び第55条の規定は、指定介護予防通</u></p>

現行	改正案
<p>所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第103条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第117条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで、第40条及び第55条並びに第1節、第4節(第102条第1項及び第109条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第117条において準用する第103条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第103条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第117条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条、第38条、第40条及び第55条並びに第1節、第4節(第102条第1項及び第109条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第117条において準用する第103条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案																														
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(介護予防訪問介護に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第2項及び第5項並びに第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6条第5項</td> <td style="text-align: center;">指定訪問介護事業者</td> <td style="text-align: center;">第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">指定訪問介護の事業</td> <td style="text-align: center;">当該第1号訪問事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する</td> <td style="text-align: center;">市の定める当該第1号訪問事業の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第4条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該</p>	略	略	略	第6条第5項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者		指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業		指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する	市の定める当該第1号訪問事業の	略	略	略	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(介護予防訪問介護に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第2項及び第6項並びに第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6条第6項</td> <td style="text-align: center;">指定訪問介護事業者</td> <td style="text-align: center;">第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">指定訪問介護の事業</td> <td style="text-align: center;">当該第1号訪問事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する</td> <td style="text-align: center;">市の定める当該第1号訪問事業の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第4条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該</p>	略	略	略	第6条第6項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者		指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業		指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する	市の定める当該第1号訪問事業の	略	略	略
略	略	略																													
第6条第5項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者																													
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業																													
	指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する	市の定める当該第1号訪問事業の																													
略	略	略																													
略	略	略																													
第6条第6項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者																													
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業																													
	指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する	市の定める当該第1号訪問事業の																													
略	略	略																													

現行	改正案
<p>当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 旧指定介護予防サービス等基準条例第9条から第15条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第16条（第109条において準用する場合に限る。）、第17条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第18条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第20条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第22条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第24条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第25条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第31条から第34条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第35条第1項から第4項まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第35条第5項及び第6項（第109条において準用する場合に限る。）、<u>第36条から第38条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）</u>、第40条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第98条から第117条まで、第168条、第169条第4項、第172条第2項及び第173条の規定</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 旧指定介護予防サービス等基準条例第9条から第15条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第16条（第109条において準用する場合に限る。）、第17条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第18条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第20条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第22条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第24条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第25条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第31条から第34条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第35条第1項から第4項まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第35条第5項及び第6項（第109条において準用する場合に限る。）、<u>第36条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）</u>、<u>第38条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）</u>、第40条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第98条から第117条まで、第168条、第169条第4項、第172条第2項及び第173条の規定</p> <p>(3)・(4) 略</p>
<p>第5条 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項第3号及び第8項並びに<u>第101条第4項</u>の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものと</p>	<p>第5条 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項第3号及び第8項並びに<u>第101条第5項</u>の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものと</p>

現行			改正案		
する。			する。		
略	略	略	略	略	略
第 101 条第 4 項	指定通所介護事業者	第 99 条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者	第 101 条第 5 項	指定通所介護事業者	第 99 条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第 1 号通所事業		指定通所介護の事業	当該第 1 号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第 103 条第 1 項から第 3 項までに規定する	市の定める当該第 1 号通所事業の		指定居宅サービス等基準条例第 103 条第 1 項から第 3 項までに規定する	市の定める当該第 1 号通所事業の
2	略		2	略	

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所)に関する特例)</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p>
<p>第98条 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が</p>	<p>第98条 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第112条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第112条第1号において同じ。）が</p>
<p>_____地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。_____</p>	<p>_____地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。第112条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第112条第1号において同じ。）のう</p>
<p>_____）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項_____に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所</p>	<p>_____）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準</p>
<p>_____とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所_____については、適用しない。</p>	<p>_____とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等_____については、適用しない。</p>
<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所_____の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所_____の登録者（指定地域密着型サービス基準</p>	<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準</p>

現行	改正案
<p>条例第83条第1項_____に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所_____に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人</p>	<p>条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)以下とすること。</p>
<p>_____以下とすること。</p>	<p>_____以下とすること。</p>
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所_____の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所_____の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人_____</p>	<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。</p>
<p>_____までの範囲内とすること。</p>	<p>_____までの範囲内とすること。</p>

現行	改正案	
<p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所[〓]の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第3項第1号[〓]に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所[〓]の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所[〓]が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条[〓]に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) 略 (指定小規模多機能型居宅介護事業所[〓]に関する特例)</p> <p>第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者[〓]であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基</p>	登録定員	利用定員
	26人又は27人	16人
	28人	17人
	29人	18人
	<p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第3項第1号[〓]又は第197条第3項第1号[〓]に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等[〓]が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条[〓]又は第193条[〓]に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) 略 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等[〓]に関する特例)</p> <p>第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者[〓]又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者[〓]であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基</p>	

現行	改正案
<p>準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護 _____ のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項 _____ に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人 _____ までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第3項第2号ウ _____ に規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>第6条 第199条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による</p>	<p>準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第193条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第3項第2号ウ又は第197条第3項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>第6条 第199条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による</p>

現行	改正案
<p>居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、<u>平成27年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第199条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、<u>平成27年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、<u>平成30年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第199条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、<u>平成30年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>